総務消防委員会資料

令和８年１１月
行　財　政　局

「寛永行幸四百年祭」実行委員会事務局における不適切な事務等に関する調査・検証結果について

「寛永行幸四百年祭」行幸行列再現イベントに関する新聞報道を契機として、「本市職員が特定事業者に便宜を図るために契約事務等を不正に進めたのではないか」との疑念が生まれ、市民の本市に対する信頼が揺らぐ事態となったことを重く捉え、行財政局において、不適切な事務についての事実関係等を客観的かつ厳正に調査を行いました。

この度、調査・検証結果について取りまとめましたので御報告します。

資料１　『寛永行幸四百年祭』実行委員会事務局における不適切な事務等に関する調査・検証結果報告書（概要版）

資料２　『寛永行幸四百年祭』実行委員会事務局における不適切な事務等に関する調査・検証結果報告書

資料1

令和８年１１月
京都市行財政局

「寛永行幸四百年祭」実行委員会事務局における不適切な事務等に関する調査・検証結果報告書【概要版】

１　本調査について
２　「寛永行幸四百年祭」実行委員会（及び事務局）の組織
３　判明した事実関係等（事実経過）
４　判明した事実関係等
　（特命随意契約、分割発注・事務遅滞・仕様書の事前送付・規定不適合、
　　関係職員とW社・Ｘ社との関係）
５　本事案の問題点と原因の分析
６　調査の総括

1　本調査について【報告書 P1～2】

（1）調査の目的

- 新聞報道を契機として、「本市職員が特定事業者に便宜を図るために契約事務等を不正に進めたのではないか」との疑念に対する事実関係を調査
- 事実関係を客観的かつ厳正に調査し、把握した問題点及び原因を踏まえ、再発防止に向けた取組に繋げる

（2）調査の対象事務

ア　新聞報道にあった以下の事実関係等

- 公募型プロポーザル方式における仕様書の事前送付
- プロポーザル実施に関する規定の不適合（募集期間の短縮、本市職員を外部有識者に選定）
- 寄付と業務受託の関係性
- 業務分割による見積り合わせによる随意契約

イ　上記のほか本市職員が契約事務に関わっていた他の事務処理や手続等全般

（3）調査方法

- 関係者等（本市職員、京都府職員、関係事業者等）に対する事情聴取、聞き取り
- 関係資料等（契約に関する決裁書類、会議資料、文化庁補助金申請書類等）の調査
- 電磁的記録（公用メールの送受信履歴、通信アプリ（LINE）の履歴等）の確認

2　「寛永行幸四百年祭」実行委員会（及び事務局）の組織【報告書 P3～4】

「寛永行幸四百年祭」実行委員会

- 令和7年8月に文化庁連携プラットフォームの部会として設置
- 事業計画及び予算、事業報告及び決算等を決定、報告

企画会議

事業の基本方針や、事業規模・内容、スケジュールなどを決定

【開催頻度】随時

- 実行委員会委員長、プロデューサー及び事務局次長（A課長）で構成される
- 事業の基本方針等が決定、実務が各事業実施担当に下ろされる

決定事項

【各事業実施担当（京都府、京都市、二条城等）】
行幸行列再現　寛永文化講座　二条城企画　観光商品
ミュージアム連携　等

委員会の構成

★ 委員長	京都府
副委員長	京都市、京都商工会議所、 京都文化交流コンベンションビューロー
監　事	京都経済同友会
委　員	二条城、府観光連盟、市観光協会、京都文化財団　他
★ プロデューサー	Living History Kyoto
オブザーバー	文化庁、泉屋博古館、環境省京都御苑管理事務所

事務局

事務局長	京都府
★ 事務局次長	京都市　A課長
事務局次長	京都文化交流コンベンションビューロー
事務局員	京都府、京都市、京都文化交流コンベンションビューロー

3　判明した事実関係等（事実経過）【報告書 P5】

【行幸行列再現に係るW社及びX社との契約関係】

令和7年以前			• 「Living History KYOTO」で事業に関する検討を開始（途中からA課長が参加） • 公家・武家両装束確保可能な事業者としてW社が受託候補として浮上 • 文化庁連携プラットフォーム事業として、文化庁補助金の活用を検討（R7．3に幹事会、R7．4に総会で承認）	
令和7年	5月		• 府市トップミーティングにおいて「寛永行幸四百年祭」を企画・実施することの合意	
	8月	4日	• 実行委員会第1回会議	
		13日	• X社と以下の①～③の業務について、それぞれ契約締結 ①公式ウェブサイト制作業務　②公式SNS制作業務　③代表窓口対応	※
		18日	• W社と「「寛永行幸四百年祭」行幸行列再現イベント企画運営業務」契約締結（④）	※
	10月		• Y社（W社の親会社）から1,000万円の寄付	
	12月		• Y社社長個人から2,000万円の寄付	
令和8年	3月	9日～11日	• A課長からW社及びX社へ、以下の委託契約に係る公開前の公募型プロポーザルに係る仕様書をメールにて送付（2回） 契約内容：「「寛永行幸四百年祭」総合調整支援及び参加者管理業務委託」（⑤） • 公募型プロポーザル実施に伴う外部有識者の決定（A課長を選定）	※
		13日	• ⑤に係る公募型プロポーザルの公募開始	
	4月	1日	• W社及びX社の両社による企業体（JV）と⑤に係る契約を締結	※
	8月	5日	• 「「寛永行幸四百年祭」行幸行列再現イベント等実施運営業務」の委託（⑥）契約に係る公募型プロポーザルの公募開始	
		31日	• JVと⑥に係る契約を締結	※

※…不適切な事務（詳細は後述）

4　判明した事実関係等（特命随意契約）【報告書 P6】

W社が受託候補に至った経緯

- 寛永行幸の行列再現において、公家・武家両方の装束を揃えることが不可欠だった。
- 装束の事業者を探すものの、様々な種類の公家装束を確実に用意できる事業者の見通しが立たず、事業者の確保が最大の課題となっているなか、**W社であれば公家・武家両方の装束の調達が可能であることが判明**した。
- 同社は、全国的にも極めて珍しい**公家衣装を揃えた行列を実現する条件及び実績を備えていた**ことから、本イベントを実施する際の委託事業者候補として想定され、他に候補となる事業者はないとの判断のもと特命随意契約の締結に至った。

- なお、文化庁連携プラットフォームの幹事会及び総会の令和７年度事業計画の資料において、「寛永行幸四百年祭プロジェクト」のイベント受託先としてW社が記載されるとともに、文化庁補助金申請においては、「一社見積もりとした理由書」を付してW社の見積書が提出された。

令和7年8月18日の「「寛永行幸四百年祭」行幸行列再現イベント企画運営業務」契約（④）におけるW社との特命随意契約については、組織的な承認を得たうえで締結されていた。

W社を受託予定先として記載している資料
- 文化庁連携プラットフォームの第2回幹事会（令和7年3月14日開催）
- 令和6年度文化庁連携プラットフォーム総会（令和7年4月9日開催（書面））

4　判明した事実関係等（分割発注・事務遅滞）【報告書 P6～7】

令和７年８月　X社との３者見積り合わせによる少額随意契約

（1）当該契約手法の判断に至った経緯

① 公式ウェブサイト制作業務　② 公式SNS制作業務　③ 代表窓口対応
※①から③までの業務についてそれぞれX社と契約を締結（各約200万円）

- 当初は１２月頃開設を想定していた**公式ウェブサイト等が、８月上旬の企画会議において、９月６日のシンポジウムに合わせて開設することが急遽決定**した。
- 準備期間が著しく短縮されたため、Ａ課長はＸ社に対し、期日までの業務完了が可能であるかを確認のうえ、Ｂ係長に契約手続を進めるよう指示を行った。
- Ｂ係長はプロポーザルの準備について京都府の担当者に相談を行ったが、**プロポーザル方式では募集期間の確保が不可能であることが判明**した。

➡ **履行期限（9月6日）を厳守するため、X社への委託を前提に、少額随意契約の見積り合わせにより事業者選定ができる「200万円以下となる契約」に分割し、契約事務を進めた。**

（2）事務の遅滞

- 実際の**作業内容が随時ブラッシュアップされ、変更される状態**にあったこと等から、実際の契約締結は令和８年１月頃となった。

➡ **書面上の契約締結日「令和7年8月13日」と大きく乖離する事務遅滞が生じた。**

4　判明した事実関係等（事務遅滞）【報告書 P7】

令和７年８月　W社との特命随意契約(④)における事務遅滞

- 令和７年４月の文化庁補助金申請時点で、「行列再現イベント事前準備」及び「機運醸成のためのジオラマ人形展示」に関する業務について、W社との特命随意契約が想定されていた。
- 企画会議において具体的な業務の検討を進めるなかで、**当初想定にない業務が随時追加され、契約の仕様書等の内容を固めることが困難な状況**にあった。
- 委託業務の内容について大枠の合意の下に事業が着手され、詳細な内容が後追いで確定していく状態が恒常的に続いていた。

実際の契約締結は令和8年1月頃であり、書面の契約締結日（令和7年8月18日）と大きく乖離する事務遅滞が生じた。

4　判明した事実関係等（仕様書の事前送付）【報告書 P7～8】

令和８年３月　プロポーザル仕様書の事前送付

（1）公募型プロポーザル方式採用に至る経緯

- 当初の想定よりも事業規模が拡大し、全体の進捗管理を行う必要性が生じたことなどから、令和８年度の委託業務として「寛永行幸四百年祭」における**各実施事業の総合的な調整支援業務(⑤)を設ける**こととした。
- **委託業務の内容的に他事業者の参入が可能なこと**や、直前のW社の親会社等からの寄付受領（後述）を踏まえ、**客観的な競争性を確保するため公募型プロポーザル方式を採用**した。

（2）仕様書の事前送付に至った経緯

- 令和８年度の事業実施に向け、**Ａ課長は関係機関や事業者の調整などでかなりの繁忙状態にあった**。
- 加えて、本件は新規業務だったため、W社及びＸ社が内容を見て困惑するのではないかという思いがあり、**プロポーザル不調による事業停滞への強い不安と、事業を安定的に進めなければならない責任の重圧を感じていた**。

➡ **W社及びX社に、公募開始4日前に仕様書をメールで送付**

- W社及びX社は、仕様書が事前に送付されたことを認識しておらず、Ａ課長とのメール等の調査においても、プロポーザル期間中に両社とのやり取りは確認されなかった。

※　事前送付のメールには、本市職員が複数名CC:で追加されていたが気付いていなかった。

4　判明した事実関係等（規定不適合）【報告書 P8～9】

不適切な事務について（その他の契約関係）

（1） プロポーザル手続における規定不適合（募集期間及び評価者選定）

- 実行委員会の規定では京都府の規定に準じて契約事務を行うこととなっているが、**事業スケジュールとの兼ね合いなどから、府の規定等に適合しないプロポーザル手続を実施**した。
- 本市が担当し実施したプロポーザルのいずれにおいても規定不適合が確認された。

【府規定に適合しなかった事項】
- **募集期間を1箇月よりも短い期間（概ね2～3週間）で設定**（府規定では、1箇月程度）
- **市職員の肩書でA課長を外部有識者に選定**（府規定では、府職員の評価への関与は不可）

※　本市では募集期間は「少なくとも2週間程度は確保」、また、評価者は外部有識者に限定していない

【規定不適合が確認されたプロポーザル】
- （令和7年9月契約）「寛永行幸」「寛永文化」をテーマとした観光商品の造成に係る業務
- （令和8年4月契約）「寛永行幸四百年祭」総合調整支援及び参加者管理業務委託[再掲]（⑤）
- （令和8年8月契約）「寛永行幸四百年祭」行幸行列再現イベント等実施運営業務[再掲]（⑥）
- （令和8年8月契約）「寛永行幸四百年祭」二条城における高付加価値コンテンツ開発等に係る業務

4　判明した事実関係等（仕様書案の事前送付）【報告書 P9】

不適切な事務について（その他の契約関係）

（2）仕様書案の事前送付

- Ａ課長は、プロポーザル仕様書を作成する過程において、委託業務が一般的な事業者にとって実行可能かの意見聴取を目的として、公募前に仕様書案を送付した。

➡ **Z社に、公募開始1箇月前に仕様書案を事前にメールで送付**

【当該事案のプロポーザル】
- （令和8年8月契約）「寛永行幸四百年祭」二条城における高付加価値コンテンツ開発等に係る業務［再掲］

- 送信メールには、具体的なプロポーザルの日程や応募の依頼などは不記載。
- Ｚ社も、一般的な意見聴取を目的として送付されたもので、他社にも同様に送付しているものと認識していた。

※　事前送付のメールには、本市職員が複数名CC：で追加されていたが気付いていなかった。

4　判明した事実関係等（関係職員とW社・X社との関係）【報告書 P10】

（1）寄付について

令和7年10月　Y社（W社の親会社）から1，000万円
令和7年12月　Y社社長個人から2，000万円の寄付

- 寄付はＹ社等からの申し出に基づいたもので、法的な問題がないことを確認のうえ受領している。
- 寄付を理由としたW社への有利な取扱いは一切なく、寄付受領後の事業者選定も公平性確保の観点からプロポーザル方式を採用している。

地方公共団体が、寄付を行った法人を契約の相手方とすることは、内閣府が禁止する「寄付を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当するかについて確認を行った。

（2）契約関係

令和7年　8月　X社との少額随意契約
令和8年　3月　W社及びX社にプロポーザルの仕様書を事前送付

- 少額随意契約は、急なスケジュール変更に伴うものであり、事業者への便宜供与の意図などは確認されなかった。
- 仕様書の事前送付については、プロポーザル不調による事業停滞への強い不安などから行ったものであり、W社及びＸ社は仕様書送付の認識はなく、プロポーザル期間中に本件以外のやり取りは行われていない。

（3）W社･X社との関係

- 契約における関係職員の行為は、特定の事業者との関係に疑念を抱かせる可能性のあるものと言わざるを得ない。
- しかしながら、**関係職員の利益供与の意図や、事業者側の利益誘導及び不当な働きかけ等は、聞き取り、関係書類の調査及び電子的記録の履歴からも確認されなかった。**
- 関係職員の不適切な事務は、**事業を推進することが何よりも優先され、適正な契約事務への意識が疎かになったもの**と考えられる。

5　本事案の問題点と原因の分析【報告書 P11～13】

本事案の問題点

【問題点①　契約締結や決裁等の事務手続における不適正】

- 事前の決裁行為や手続を全て先送りにし、仕様を固めず事業を先行させることが常態化。**一部公金を拠出する事業でありながら、規定に則るべき手続を大幅に逸脱したことは不適正。**

【問題点②　契約事業者選定における公平性・透明性の不足】

- 納期やスケジュールなどを理由に、分割発注や規定不適合な手続、事後的な見積り合わせや仕様書の事前送付が行われ、**調達の公平性や透明性を著しく損なうものであり、極めて不適正。**

【問題点③　事業執行における進捗管理等の不足】

- A課長が企画運営等の業務に追われ、事業方針の是正、部下職員への指示や進捗管理など**必要な役割を十分に果たせず、部下職員は事業実施を優先したことに合わせた事務の対応を迫られるなど、組織としての適切な進捗管理が欠如していた。**

【問題点④　組織的なチェック体制・ガバナンスの不足】

- **現場が抱える進捗管理上の問題を一定程度把握していながら、具体的な負荷軽減や有効な改善策を講じるまでには至らなかった。**

5　本事案の問題点と原因の分析【報告書 P11～13】

本事案が発生した原因等の分析

【原因①　契約事務における遵法意識の希薄さ】

- 本市職員が府の規定等に精通していなかった事情に加え、実務を優先せざるを得ない状況に陥り、**契約事務に係る基本的な規律や遵守意識を十分に働かせることができなかった**。

【原因②　実行委員会形式で事業執行する際の遵法意識の希薄さ】

- 実行委員会形式で事業を進める際に、本来留意すべき公金を扱う際の厳格な手続や、公平性・透明性が担保された事業者選定という原則に対する認識が十分でなく、事業の完遂を最優先するあまり、**適切な調達のあり方に関する意識が十分に浸透していなかった。**

【原因③　個人に過度に依存する属人的な事業執行体制】

- **企画会議の決定事項を関係機関や事業者と調整する役割を、A課長のみが担っている属人的な事業執行体制になっていた。**
- 加えて、次々と生じる急な方針変更や追加の指示への対応に常に追われる中で、A課長と部下職員の間で規定に則った事務調整や双方向のコミュニケーションが不足した状況に陥り、不適切な事務の発生を誘発した。

【原因④　組織的な管理・チェック体制の不足】

- 属人的な対応になっている状況を認識していたものの、事業完遂に向けて既に進行している切迫した状況の中、**事業途中でそれらを是正するための踏み込んだ組織的な管理・牽制が十分に機能していなかった。**

6　調査の総括【報告書 P14】

（1）調査結果

- 本市職員の行為について、特定の事業者に対する便宜供与の目的や、事業者側からの利益誘導及び不当な働きかけ等は確認されなかった。
- 適正な競争性を欠いた契約事務だけでなく、事務遅滞や規定に不適合な制度運用といった複数の不適切な事務が確認された。これらは個人の適正な事務執行に係る認識の甘さに起因するものである。
- 一方で、これらの事案の背景には、属人的な事業執行体制であった実態に加え、極めてひっ迫したスケジュールの下、前例の無い事業の完遂を最優先せざるを得なかった状況が確認された。
- このような実態を組織として把握しながらも、現場の職員を支えるガバナンスを十分に発揮できなかったことが、最大の要因であると評価すべき。

（2）本事案における改善策・今後の検討事項

- 契約事務に係るコンプライアンスの徹底
  - 基本的な契約事務に関する計画的かつ継続的な研修
  - 公募型プロポーザル方式の公平性及び透明性を一層高める方策の検討
- 実行委員会形式の事業執行におけるガバナンスの強化
  - 実行委員会形式の事業であっても、行政単独の事業と同様の厳格なルールの徹底
  - 個人に業務が集中することなく、組織全体で適切なサポートを行う体制を構築
- 管理監督者による進捗管理と組織的支援の徹底
  - 業務上の困難や懸念を躊躇なく相談できる環境と雰囲気づくり

資料2

「寛永行幸四百年祭」実行委員会事務局における
不適切な事務等に関する
調査・検証結果報告書

令和８年１１月

京都市行財政局

目次

１　本調査について 1
⑴　調査の目的 1
⑵　調査の対象事務 1
⑶　調査方法 1
２　寛永行幸四百年祭の概要 3
３　寛永行幸四百年祭実行委員会の組織 3
⑴　実行委員会の体制と各構成団体の役割 3
⑵　実行委員会事務局の組織及び関係機関との位置付け 4
４　判明した事実関係等 5
⑴　事実経過の概要 5
⑵　事業の発足とW社が受託候補に至った経緯 6
⑶　不適切な事務について（W社及びＸ社契約関係） 6
⑷　不適切な事務について（その他の契約関係） 9
⑸　関係職員とW社・Ｘ社との関係 10
５　本事案の問題点と原因の分析 11
⑴　本事案の問題点 11
⑵　本事案が発生した原因等の分析 12
６　調査の総括 14
⑴　調査結果 14
⑵　本事案を受けての改善策・今後の検討事項 14
参考資料 15
➢　寛永行幸四百年祭について 15
➢　「寛永行幸四百年祭」実行委員会　規約 17
➢　「寛永行幸四百年祭」実行委員会　事務局規程 19

1　本調査について

⑴　調査の目的

本調査は、「寛永行幸四百年祭」行幸行列再現イベントに関する新聞報道（※）を契機として、「本市職員が特定事業者に便宜を図るために契約事務等を不正に進めたのではないか」との疑念が生まれ、市民の本市に対する信頼が揺らぐ事態となったことを重く捉え、事実関係を客観的かつ厳正に調査し、把握した問題点及び原因を踏まえ、再発防止に向けた取組に繋げることを目的に実施するものである。

（参考）関連する新聞報道内容について

＊令和８年１０月５日報道

- 令和７年８月に、W社とイベント準備業務に係る委託契約を結んだが、その前に開催された「寛永行幸四百年祭実行委員会」第１回会議資料において、**既に委託先としてW社の名前が記載**されていた。
- 令和８年３月に、行列の参加者管理及び総合調整業務に係る公募型プロポーザルが実施され、W社とＸ社（広告会社）によるＪＶ１社のみが応募し、契約の相手方として選定された。
- 上記**プロポーザル実施に先立ち、W社の親会社であるＹ社から、令和７年１２月までに、社長個人分まで含め３０００万円の寄付**を受けていた。
- また、**市幹部職員が、W社に対して公募前に仕様書を送付**していた。

＊令和８年１０月８日報道

- **プロポーザル期間は公募開始から締切まで２週間**しかなかった。
- 事業者選定の際に、**仕様書を漏えいした市幹部が外部有識者として審査**に加わっていた。
- 市のプロポーザル運用では審査に職員が関与することを認めているが、本実行委員会では府の規程に準じるとされている。**府が定めるプロポーザルのマニュアルでは、外部有識者を府職員が務めることを原則認めていない。**

＊令和８年１０月２５日報道

- **広報関連業務を３つに分け、いずれもＸ社と少額随意契約。**
- ３件の契約の**いずれも３者間で見積り合わせを取り、３件とも他２社も同じ市内企業。**

⑵　調査の対象事務

ア　新聞報道にあった以下の事実関係等。

- 公募型プロポーザル方式における仕様書の事前送付
- プロポーザル実施に関する規定の不適合（募集期間の短縮、本市職員を外部有識者に選定）
- 寄付と業務受託の関係性
- 業務分割による見積り合わせによる随意契約

イ　上記のほか本市職員が契約事務に関わっていた他の事務処理や手続等全般。

⑶　調査方法

事実関係を客観的かつ詳細に把握するため、以下の手法を用いて調査・検証を実施した。

ア　関係者等に対する事情聴取・聞き取り

本 市 職 員：実行委員会事務局担当者をはじめとする関係職員に対し、当時の事務の経緯や意思決定プロセス等に関する事情聴取を実施した。

外部関係者：京都府職員、W社、Ｘ社及びＺ社の関係者に協力を仰ぎ、事業に関する協議内容や調整状況等についての聞き取りを実施した。

イ　関係資料等の調査

・　契約に関する決裁書類、会議資料及び文化庁補助金申請に関する各種申請書類等の関係文書を確認した。

ウ　電磁的記録の調査

・　事実関係の裏付け及び時系列の精査を行うため、関係職員の公用メールの送受信履歴ならびに業務で使用された通信アプリ（ＬＩＮＥ）の履歴等の電磁的記録を確認した。

２　寛永行幸四百年祭の概要

主な事業内容と実施スケジュール

【機運醸成・普及啓発】

ア　行幸行列１／４スケールの人形展示【令和７年１０月３１日～令和８年１月２０日】

「二条城行幸図屏風」の前に約１００体の人形を並べ、行列の主要シーンである後水尾天皇及び徳川家光の集団を表現した行列を再現。当時の装束や装飾品、牛車や鳳輦などを精巧に再現した展示を実施した。

【再現イベント】

イ　寛永行幸行列の再現【令和８年１２月６日（日）】

四百年祭の象徴的な事業として、後水尾天皇が御所から二条城へ向かった寛永行幸の行列を、文献や風俗考証に基づき再現するイベントを実施する。

行列の規模は３３０名程度とし、参加者は一般募集によるほか、協賛企業関係者や旅行者等により構成することとしている。

参加者については、令和７年１２月６日から行列参加の先行エントリーを開始し、令和８年３月末までに登録いただいた方を対象に、４月から配役を決める抽選を実施。７月には二次募集を行い、令和８年８月６日に抽選を実施したうえで参加者を決定した。

【成果継承（レガシー）】

ウ　旅行商品の造成【通年】

寛永行幸行列再現イベント（令和８年１２月開催予定）を活用した高付加価値な文化体験（装束観覧席等）を旅行商品として造成するための調整を進めている。

また、二条城における多言語ガイドツアーや展示収蔵館等の寛永行幸関連企画を活用し、回遊性を高めた旅行商品の造成を行う。

その他、旅行会社向け説明会を実施し、民間事業者の独自取組として京都府域の寛永ゆかりの地（八幡市：石清水八幡宮、松花堂庭園・美術館、宇治市：萬福寺、上林記念館等）を巡るバスツアーが造成されている。

３　寛永行幸四百年祭実行委員会の組織

⑴　実行委員会の体制と各構成団体の役割

令和５年３月の文化庁の京都移転を契機として、文化庁との連携による新たな文化政策の展開や、日本文化の国際的な価値を高めることを目指し、京都府、京都市、京都商工会議所、京都文化交流コンベンションビューロー等を構成団体として、「文化庁連携プラットフォーム」が立ち上げられた。

「寛永行幸四百年祭実行委員会」は、同プラットフォームの部会として、令和７年８月に立ち上げられ、寛永行幸四百年祭に係る準備作業や機運醸成事業を実施している。事業実施に当たっては、事業ごとに京都府や京都市等の各構成団体が担当となり、各種事業を推進している。

具体的には、「２　寛永行幸四百年祭の概要」で挙げた事業は、いずれも京都市が担当部局となっている。また、「総務・広報」業務は京都府と京都市が共同で担当している。

⑵ 実行委員会事務局の組織及び関係機関との位置付け

「寛永行幸四百年祭」実行委員会事務局の体制は、「「寛永行幸四百年祭」実行委員会事務局規程」において、以下のとおり定めている。

＜事務局の組織＞

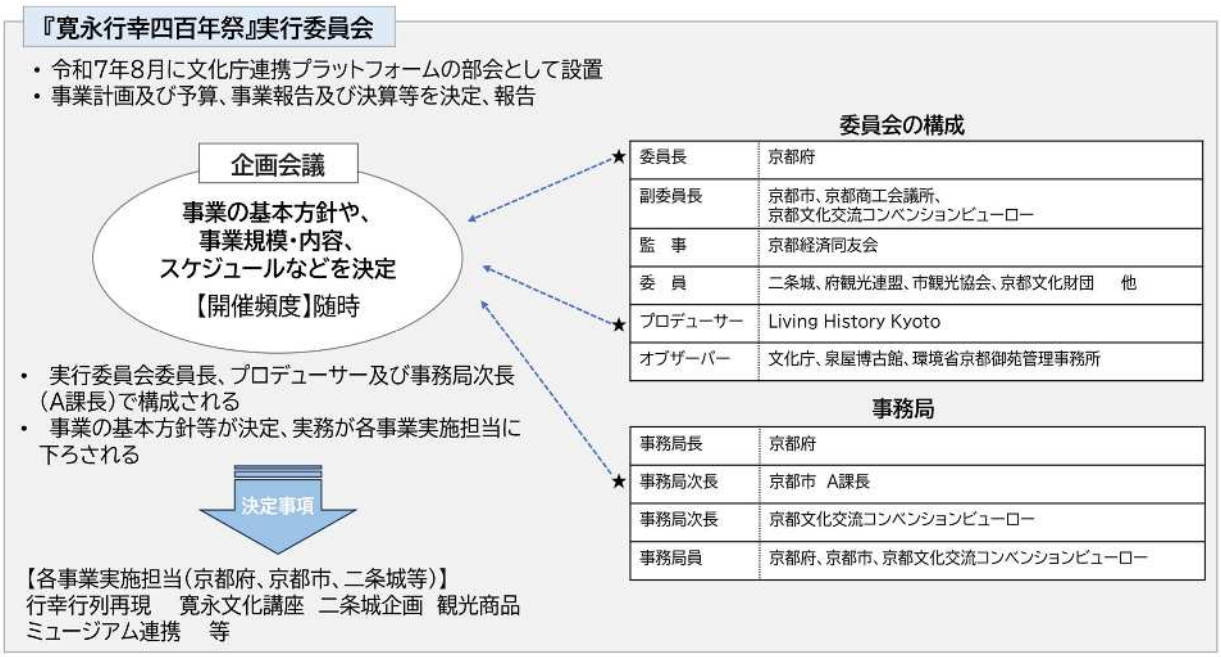
職名	事務局規程上の位置付け	実配置職員	
		令和７年度	令和８年度
事務局長	京都府文化生活部文化政策室企画参事	参事	参事
事務局次長	京都市文化市民局文化芸術都市推進室 政策連携推進担当課長(※)	Ａ課長	Ａ課長 Ｅ部長(※)
	公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー事務局長兼企画部長	部長	部長
事務局員	京都市文化市民局文化芸術都市推進室 文化芸術企画課職員	Ｂ係長 Ｃ係員	Ｄ係長 Ｃ係員
	京都府文化生活部文化政策室職員	係長 係員 係員	係長 係員 係員
	公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー職員	係員 係員	係員 係員

※　令和８年１０月６日付けで事務局規程を改正し、事務局次長を「京都市文化市民局文化芸術都市推進室京都芸大・文化連携推進部長」としている。

実務の進め方としては、実行委員会委員長、プロデューサー及びA課長が参加する「企画会議」において事業の基本方針が決定され、その内容を各事業の責任者及び担当者が参画する「実務者会議」において共有したうえで、府・市等各構成団体が個別具体の事務を執行することとなっている。

A課長は、「企画会議」及び「実務者会議」の双方に参加するとともに、担当事業の責任者として事務運営に従事していた。このため、同課長は、「企画会議」における方針決定と「実務者会議」における事業実施上の調整の双方に関与する立場にあった。

【参考】実行委員会（及び事務局）の組織体制



4　判明した事実関係等

(1)　事実経過の概要

◎…プラットフォーム関係
■…補助金関係
★…契約関係
▲…寄付金関係

【行幸行列再現に係るW社及びX社との契約関係】

年月日	事実経過	不適切な事務
令和7年以前	・「Living History KYOTO」で寛永行幸四百年祭に係る検討開始（令和6年秋頃からA課長が参加） ・公家・武家両装束確保の観点から、W社が受託候補として浮上。 ・文化庁連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という）事業として文化庁補助金（全国各地の魅力的な文化財活用推進事業）（以下「補助金」という。）活用を検討	
令和7年		
3月14日	◎プラットフォーム幹事会 ⇒令和7年度新規事業案、実行委員会の立上げ、補助金活用を前提とした予算案を承認。（プラットフォーム総会（4月9日書面開催）でも同内容を承認）	
4月11日	■補助金申請（金額根拠として、W社及びX社作成の見積書を添付）	
5月	府市トップミーティングにおいて「寛永行幸四百年祭」を企画・実施することの合意	
8月4日	◎実行委員会第1回会議	
12日	■補助金交付決定通知	
13日	★X社と契約締結（契約期間：～R8．2．27） 契約① 公式ウェブサイト制作及び保守管理業務委託（約190万円） 契約② 公式SNS制作及び保守管理業務委託（約190万円） 契約③ 代表窓口対応業務委託（約200万円） ※ 実態としては、令和8年1月頃に処理（遡り決裁）	【不適切な事務】 分割発注、事務処理の遅滞
18日	★W社と契約締結（契約期間：～R8．2．27） 契約④ 「寛永行幸四百年祭」行幸行列再現イベント企画運営業務（約1，400万円） ※ 実態としては、令和8年1月頃に処理（遡り決裁）	【不適切な事務】 事務処理の遅滞
10月	▲寄付受領（Y社（W社の親会社）から1，000万円）	
12月	▲寄付受領（Y社の社長個人から2，000万円）	
令和8年		
3月9日～11日にかけて	★A課長からW社及びX社へ契約⑤に係る仕様書のメールを送付（計2回） 契約⑤ 「寛永行幸四百年祭」総合調整支援及び参加者管理業務（約1，700万円） ★プロポーザル実施に伴う外部有識者の決定 ★契約⑤のプロポーザル実施の決定	【不適切な事務】 プロポーザル仕様書の事前送付
13日	★契約⑤に係る公募開始（～R8．3．27）	
3月27日	◎実行委員会第2回会議	
4月1日	★W社・X社ＪＶ（共同企業体）と契約⑤の契約締結（契約期間：～R9．2．26）	【不適切な事務】 京都府規定不適合
8月5日	★契約⑥に係る公募開始（～R8．8．24） 契約⑥ 「寛永行幸四百年祭」行幸行列再現イベント等実施運営業務（約8，000万円）	
31日	★W社・X社ＪＶと契約⑥の契約締結（契約期間：～R9．2．26）	【不適切な事務】 京都府規定不適合

⑵　事業の発足とW社が受託候補に至った経緯

令和７年度以前から、「Living History KYOTO」（寛永行幸四百年祭開催に向けて設立された有志の民間団体）において、令和８年度に４００年を迎える寛永行幸の行列再現に向けた検討が開始された（※）。

その歴史的再現に当たっては、かなりの数の装束を用意する必要があり、とりわけ武家のみならず極めて珍しい公家装束も含めて両方の装束を揃えることが不可欠であった。装束の事業者を探すものの、様々な種類の公家装束を確実に用意できる事業者の見通しが立たず、事業者の確保が最大の課題となっているなか、W社であれば公家・武家両方の装束の調達が可能であることが判明した。同社は、全国的にも極めて珍しい公家衣装を揃えた行列を実現する条件を備えており、必然的に本イベントを実施する際の委託事業者候補として想定され、他に候補となる事業者はないとの判断のもと特命随意契約の締結に至った。

なお、文化庁連携プラットフォームの第２回幹事会（令和７年３月１４日開催）及び令和６年度文化庁連携プラットフォーム総会（同年４月９日書面開催）において、令和７年度の「寛永行幸四百年祭プロジェクト」の実施や実行委員会の立ち上げ、文化庁補助金（全国各地の魅力的な文化財活用推進事業）の活用などについて諮る資料には、本イベントの受託先としてW社が記載されており、補助金申請においては、「一社見積もりとした理由書」を付してW社の見積書が提出されていることからも、W社との特命随意契約（競争入札を行わず、特定の事業者１社のみを指名して契約を結ぶ方法）は組織的に承認を得て行われたものである。

※　実行委員会委員長（京都府）は団体設立当時から、A課長は令和６年秋頃から検討の場に有志として参加していた。

⑶　不適切な事務について（W社及びＸ社契約関係）

ア　令和７年８月　Ｘ社との３者見積り合わせによる少額随意契約

- 「公式ウェブサイト制作及び保守管理業務委託」（約１９０万円）
- 「公式ＳＮＳ制作及び保守管理業務委託」（約１９０万円）
- 「代表窓口対応業務委託」（約２００万円）

(契約手法の変更に至った経緯)

○　上記の契約に関する業務は、令和７年４月の補助金申請時には「機運醸成に係る広報戦略」（Ｘ社見積：約６００万円）とされていた。当初、A課長は公式ウェブサイト等を同年１２月頃に開設することを想定していた。

○　しかし、同年８月上旬に開催された実行委員会企画会議において、急遽９月６日に予定していたシンポジウムに合わせて、公式ウェブサイト、公式ＳＮＳ及び代表窓口を開設することが決定した。

○　開設までの期間が当初の想定から著しく短くなったため、A課長からＸ社に対し、期日までの履行が可能であるかを確認したうえで、Ｂ係長に契約手続を進めるよう指示した。

○　Ｂ係長は、当該規模の契約手続を進めるためにはプロポーザルによる事業者選定を行う必要があること、実行委員会の規程上、京都府のプロポーザルのルールに準じる必要があることから、京都府の担当者に相談したが、募集期間を確保することが不可能であることが判明した。

○　このため、Ｂ係長は京都府に対して、少額随意契約（契約金額が少額である場

合に、簡易な手続により事業者を選定する契約方式）の見積り合わせにより事業者選定を行うことが出来る「２００万円以下となる契約」に分割することを提案し、京都府の担当者からの追認を経たうえで具体的な契約事務を進めた。

○　B係長は、上記箱書きのとおり３本の契約に分割したうえで、X社から徴取した見積書を京都府の担当者に提示し、京都府の担当者が他２社から徴取した（X社は、本件契約に競合他社が存在すると聞かされており、他社の見積書を徴取するような依頼も受けておらず、業務が分割された理由も認識していなかった。）。

（事務の遅滞について）

○　上述のとおり、本件業務は極めてタイトなスケジュールの下で進められており、作業内容も随時ブラッシュアップされ、変更される状態にあったこと等から、双方の合意により令和７年８月に実質的には委託業務はスタートしていたものの、実際の契約締結は令和８年１月頃となった。

○　そのうえで、書面上の契約締結日は令和７年８月１３日とする遡り決裁を行っていた。上記のとおり、時間的制約によるプロポーザルの断念と分割発注の検討、見積書の徴取に至る一連のやり取りについては、B係長と京都府の担当者との間で交わされたメールなどの記録から確認している。

イ　令和７年８月　W社との特命随意契約における事務遅滞

「寛永行幸四百年祭」行幸行列再現イベント企画運営業務（約１，４００万円）

（事務の遅滞について）

○　上記の契約に関する業務は、令和７年４月の補助金申請時には、「行列再現イベント事前準備」及び「機運醸成のためのジオラマ人形展示」として、発注予定先をW社とした特命随意契約締結が想定されていた。

○　その後、具体的な業務内容は、実行委員会企画会議で検討・決定されていたが、当初の想定に無い業務が随時追加されたことから、契約の仕様書等の内容を固めることが困難な状況にあった。

○　具体的には、ジオラマ人形展示に関しては、令和７年８月の時点で規模や開催場所、開催期間等が未確定の状態であり、またイベント終了直前に当初の展示期間が急遽６週間延長されるなど、イベント内容が随時変更される状況が確認された。

○　このように、委託業務の内容について大枠の合意の下に事業が着手され、詳細な内容が後追いで確定していく状態が恒常的に続いた結果、本件契約についても、実際の契約締結は令和８年１月頃となり、書面の契約締結日（令和７年８月１８日）と大きく乖離する事務遅滞が生じていた。

ウ　令和８年３月　プロポーザル仕様書の事前送付

「寛永行幸四百年祭」総合調整支援及び参加者管理業務委託（約１，７００万円）

（公募型プロポーザル方式採用に至る経緯）

○　当初の想定よりも事業規模が拡大し、全体の進捗管理を行う必要性が生じたことなどから、令和８年度の委託業務として、「寛永行幸四百年祭」における各実施事業の総合的な調整支援業務を設けることとした。

○　受託候補者としてW社も想定していたが、業務の性質上、幅広い事業者による参入の可能性があることや、直前にW社の親会社等から寄付を受けた経緯もあること

から、より客観的な競争性を確保することを目的として、公募型プロポーザル方式により事業者を選定することとした。

≪寄付行為に係る経過≫

令和７年１０月以降、寛永行幸四百年祭の事業趣旨に賛同したとして、Ｙ社（W社の親会社）及びＹ社の社長個人から、計３，０００万円の寄付の申し出があった。受領に当たり、現に契約の相手方であることについて法的な問題等がないこと（※）を、実行委員会事務局であらかじめ確認のうえで手続を行っている。

※　地方公共団体が、寄付を行った法人を契約の相手方とすることは、内閣府が禁止する「寄付を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当するかについて確認を行ったもの。

(仕様書の事前送付に至った経緯)

○　令和８年度の事業実施に向け、A課長は関係機関や事業者の調整などでかなりの繁忙状態にあった。

○　加えて、本件は新規業務だったため、W社及びX社が内容を見て困惑するのではないかという思いがあり、プロポーザル不調による事業停滞への強い不安と、事業を安定的に進めなければならない責任の重圧を感じ、公募開始の４日前にW社及びX社に対して、仕様書を事前にメールで送付した。

○　なお、W社及びX社は、当時、仕様書が送付されたこと自体は認識していなかったと述べている。また、A課長のメール等の調査においても、W社やX社と仕様書のやり取りは確認されなかった。

○　また、事前送付のメールには、本市職員複数名が宛先に追加されていたが、いずれの職員も仕様書が送付されていることを認識していなかった。

(規定不適合な契約手続となった経緯)

○　前述のとおり、本件契約に関しても京都府の規定に準じて実施する必要があるところ、以下の不適合な点が確認された。

・　募集期間が２週間（府規定では１か月程度）

・　市職員という肩書でA課長が評価を実施（府規定では府職員が評価に関与することは不可）

○　募集期間の設定に関しては、本件契約業務の一部である受付窓口について、４月当初からの履行が不可欠であったこと、新たな業務構築で仕様書の確定に時間を要したことなどから、短期間となったものである。

○　また、評価者に関しては、京都府の実行委員会でのプロポーザル運用方法なども参考聴取したうえで、役職者であることや、事業を熟知しているという点で、A課長を外部有識者として選定した。

○　なお、募集期間及び評価者選定に関する規定不適合は、後述する令和７年９月に実施したプロポーザルにおいて、同様の課題から規定の例外として取り扱った経過があり、それに沿って行われたものである。

※　本市ではプロポーザルの募集期間は「少なくとも２週間程度は確保」。また、評価者は外部有識者に限定していない。

エ　令和８年８月　プロポーザル手続における規定不適合

「寛永行幸四百年祭」行幸行列再現イベント等実施運営業務（約８，０００万円）

（規定不適合な契約手続となった経緯）

○　本件契約に関しても、前述の契約と同様に募集期間及び評価者選定に関して、規定の不適合が確認された。

○　これは、イベント実施日が迫り繁忙が極まる中、既に実施済みの他のプロポーザルの運用を安易に準用したものであり、前例を踏襲しておりルールの逸脱等はないとの認識から、改めて京都府側へ確認を行うことはなかった。

⑷　不適切な事務について（その他の契約関係）

○　⑶で述べた不適切な事務について、W社及びX社以外の事業者との間で締結された以下の契約においても、同様の内容が確認された。

①　プロポーザル手続における規定不適合（募集期間及び評価者選定）

⇒　（令和７年９月契約）「寛永行幸」「寛永文化」をテーマとした観光商品の造成に係る業務（約５００万円）

⇒　（令和８年８月契約）「寛永行幸四百年祭」二条城における高付加価値コンテンツ開発等に係る業務（約３５０万円）

②　仕様書案の事前送付

⇒　（令和８年８月契約）「寛永行幸四百年祭」二条城における高付加価値コンテンツ開発等に係る業務［再掲］

○　①の規定不適合については、いずれも実施スケジュール上、公募期間の確保を行う時間的余裕が無かったこと、また、京都府の実行委員会でのプロポーザル運用方法なども参考に、役職者であることや、事業を熟知しているという点で、A課長を外部有識者として選定するなど、実施済みの他のプロポーザルの運用を安易に準用したものである。

○　②の仕様書案の事前送付に関しては、A課長がプロポーザルに係る仕様書を作成する過程において、インバウンド向けの旅行商品開発を主とする委託業務内容が、一般的な事業者にとって実施可能なものであるかを確認する目的で、Z社から意見聴取を行うため、事前に送付したものであった。（送付日はプロポーザル公募の１か月前）

○　なお、A課長の送信メール等の調査を行ったが、プロポーザルの日程や、Z社との契約を前提としたやり取り等は確認されなかった。また、Z社に対する聞き取りも行ったが、Z社としては、一般的な意見聴取を目的に送付されたものであり他社にも同様の対応を行っているものと認識していた、とのことであった。

○　また、本件の事前送付のメールにも、本市職員複数名が宛先に追加されていたが、いずれの職員も仕様書が送付されていることを認識していなかった。

⑸ 関係職員とW社・X社との関係

ア　寄付受領について

令和７年１０月　Y社（W社の親会社）から１，０００万円の寄付 令和７年１２月　Y社社長個人から２，０００万円の寄付

○　本事業に寄せられた寄付については、事業の趣旨に賛同したY社及びY社社長からの申し出に基づくものであり、寄付者側において、契約におけるW社への有利な取り計らいを求める意図はなく、実行委員会側においても、契約の相手方を決定する際に有利な取扱いは行っていない。

○　なお、寄付受領後の委託業務における事業者選定については、公平性を担保する観点からプロポーザル方式を採用している。

イ　契約手続に関する経緯等

令和７年８月　X社との３者見積り合わせによる少額随意契約 令和８年３月　W社及びX社にプロポーザルの仕様書を事前送付

○　少額随意契約については、急なスケジュール変更に伴い、早急な事業者決定の必要に迫られた結果として選択されたものであり、事業者に対する便宜供与の意図や、それにつながる不適切な動機は確認されなかった。

○　プロポーザルにおける仕様書の事前送付については、他に適任の候補者が想定しにくい状況下において、事業を安定的に進めなければならないという責任の重圧から、プロポーザル不調による事業停滞への強い不安に駆られて行われたものであることが確認されている。

○　なお、W社及びX社ともに仕様書の送付を認識しておらず、プロポーザル期間中においても関係職員と両者のやり取りは行われていない。

ウ　W社・X社との関係

○　契約における関係職員の行為は、特定の事業者との関係に疑念を抱かせる可能性のあるものと言わざるを得ない。

○　しかしながら、関係職員や事業者からの聞き取りでは、関係職員にW社・X社へ利益供与する意図はなく、事業者側においても便宜供与を求めるような意図は確認されなかった。

○　関係書類の調査、関係職員の公用メールの送受信履歴、通信アプリ（ＬＩＮＥ）の履歴からも、恣意的な事業者選定の意図は確認されていない。

○　また、関係職員と事業者との間で、金銭や物品などを含む一切の便宜供与や、それらを疑わせるような記録はない。

○　関係職員の不適切な事務は、事業を推進することが何よりも優先され、適正な契約事務の意識が疎かになったものと考えられる。

5　本事案の問題点と原因の分析

⑴　本事案の問題点

ア　問題点①：契約締結や決裁等の事務手続における不適正

○　前述のとおり、「寛永行幸四百年祭」関連事業の詳細な事業方針は、実行委員会企画会議で決定されていた。

○　その実態としては、常に企画内容等のブラッシュアップが重ねられ、事業を実走しながら詳細が固められていく状況にあり、委託業務内容に関しても、受託事業者が実質的に決定した後も、業務の仕様等が随時変更される状態にあった。

○　本来であれば、①委託業務内容（仕様）を固めたうえで、②受託事業者を適切に選定し契約を締結し、③契約内容に変更があれば変更契約を行う、という流れで事務を進めるべきところ、事業の実施に重点が置かれた結果、先行すべき決裁行為や手続が全て先送りにされ、事務手続と実態に大きな乖離を生む事態を発生させた。

○　実行委員会には本市からも負担金を拠出しており、上記業務の原資の一部として公金が活用されている。公金の適正な取扱いは市民からの信頼の基盤となるものである。そしてそれを担保するものとして、契約行為をはじめとする事務手続が定められているところ、それを大幅に逸脱していた状況は不適正である。

イ　問題点②：契約事業者選定における公正性・透明性の不足

○　上述のとおり、契約手法の変更、仕様書の事前送付、プロポーザル等に係る規定不適合等が複数確認され、本来は適正な競争性を確保すべき調達において、手続の公正性・透明性が担保されない事態となった。

○　本来一体として発注すべき業務を納期やスケジュールの都合を優先して発注形態の検討が進められたことは、適正な予算執行及び契約事務の観点から問題と言わざるを得ない。

○　さらに、見積書の徴取の過程においても、受託事業者による事業着手後に見積書が徴取される等、見積り合わせや価格交渉のプロセスが著しく形骸化している点は到底看過できないものである。

○　加えて、プロポーザル公募前に特定の事業者に対して仕様書を送付する行為は、公正な競争入札やプロポーザルにおいて厳に慎むべき行為である。

○　本件に関しては、調達の公平性や透明性を著しく損なうものであり、いかなる理由があっても極めて不適正な対応と評価すべきである。

ウ　問題点③：事業執行における進捗管理等の不足

○　上述のとおり、「寛永行幸四百年祭」関連事業の詳細な事業方針は、実行委員会企画会議で決定されていた。決定事項に基づく事務手続を本市職員が担っていたが、事業方針の決定において、事務手続に要する期間等が十分に考慮されていたとは言い難い。

○　本来は、企画会議に参画していたＡ課長が適切に対応すべきところ、Ａ課長はイベント企画運営に係る各種調整や、企画会議との折衝に膨大な時間を割かれており、その結果、事業方針の是正、部下職員（Ｂ係長やＤ係長、Ｃ係員）への具体的な指示や事務手続の進捗管理等、必要な役割を十分に果たすまでには至らなかった。

○　なお、実務を担当するＢ係長やＤ係長、Ｃ係員において、事務手続に要する期間等が十分に与えられていたとは言い難いことに加え、実行委員会の会計規程並びに文書の取扱い及び処理は府の規定に準ずると定められており、本市職員は不慣れな規定に基づき事務を行う状況にあり、実務を進めるうえで確認作業等に多くの時間

を要する状況にあったことにも留意する必要がある。

エ　問題点④：組織的なチェック体制・ガバナンスの不足

○　本件においては、前述の問題点が確認されているが、職員が抱える課題やリスクを組織として把握し、適切に是正を図ることができなかった背景には、組織運営及びガバナンスが有効に機能していなかったという構造的な課題がある。

○　とりわけ、企画会議に参画していたA課長は、実行委員会の調整業務が集中する「抱え込み」の状態となっており、部下職員との間の報連相が十分に行われず、緊密な連携や情報の共有が不足していた。

○　A課長の上司であるE部長やF担当局長においても、現場が抱える進捗管理上の課題を一定程度把握し、その是正に向けて対応を試みたものの、具体的な負荷軽減や有効な改善策を講じるまでには至らなかった。

○　また、契約事務関係の執行体制に関しても、A課長、B係長（D係長）、C係員という限られた事業担当者のみで決裁を完結しており、契約手続の適正性等に関する組織的なチェック機能が十分に発揮されていなかったと評価せざるを得ない。

⑵　本事案が発生した原因等の分析

ア　原因①　契約事務における遵法意識の希薄さ

○　契約事務に関しては、実行委員会事務局規程に基づき、京都府の規定等に準拠して事務を進める必要があった。

○　本市職員は契約事務に関する京都府の規定等に精通しておらず、本来遵守すべき調達手法や手続に関するルールの解釈及び運用への理解が十分ではなかったことは業務を進めるうえで大きな負担があったものとして考慮すべき事情と考えられる。

○　しかしながら、京都府の規定への理解が不足していたとしても、公金支出という点では本市の契約事務も類似するものである。それにも関わらず、限られたスケジュールの中で実務を優先せざるを得ない状況に陥り、法令や規定に基づく適正な決定行為や契約手続の厳格な履行、調達の公平性や透明性の確保といった基本的な規律や遵守意識を十分に働かせることができなかった。

イ　原因②　実行委員会形式で事業執行する際の遵法意識の希薄さ

○　関係職員らの申述を踏まえれば、実行委員会形式による事業は自治体単独によるものではないという認識で、契約事務の適切な履行に対する認識が甘い側面が認められる。

○　確かに本事業は実行委員会形式で取り組まれているが、それは事業実現に向けた関係団体による相互協力を担保するためのものに過ぎず、府市の負担金として公金が投入されていることに鑑みれば、行政単独の事業と同様に適切な予算執行や説明責任を果たす必要があることは言うまでもない。

○　しかしながら、企画会議で事業方針を決定する際に行政の立場から調整すべき責務を有していたA課長、A課長から伝達された事業方針に基づき適切に契約事務を進める必要があったB係長、D係長及びC係員のいずれについても、本来留意すべき、公金を扱う際の厳格な手続や公平性・透明性が担保された事業者選定という原則に対する認識が十分でなく、事業の完遂を最優先するあまり、適切な調達のあり方に関する意識が十分に浸透していなかった。

ウ　原因③　個人に過度に依存する属人的な事業執行体制

○　事業の執行に当たっては、企画会議の決定事項を多くの事業者や関係機関と調整し実走させていく必要があるが、その調整のほとんどをA課長が担っていた。そのため、業務の進捗管理や判断が組織全体で共有されず、属人的な業務執行体制になっていた。

○　加えて、事業執行に関わる全ての事項が企画会議で決定され、A課長と部下職員の間で規定等に則した十分な調整や双方向のコミュニケーションが欠けたまま、急な方針変更や追加の指示への対応に常に追われる状況に陥り、結果として不適切な事務の発生を誘発したものと評価すべきである。

エ　原因④　組織的な管理・チェック体制の不足

○　A課長が業務を過度に抱え込み、強い不安や責任の重圧を感じていたものの、E部長をはじめとする上司に対する報連相（報告・連絡・相談）や情報共有が十分に図られていなかっただけでなく、A課長と部下職員の間においても十分な報連相や情報共有が行われていなかった。

○　一方で、上司側においても、A課長が過密な業務や企画会議への対応に追われている状況を認識し、業務の立て直しに向けて対応を試みたものの、事業完遂に向けてすでに進行している切迫した状況の中、事業途中でそれらを是正するための踏み込んだ組織的な管理や牽制を十分に機能させることができなかった。

○　その結果、特定の個人に負荷と権限が集中した状態が改善されないまま、現場で生じている課題やリスクが組織として共有されず、問題の発生や拡大を未然に防止することができなかった。

６　調査の総括

⑴　調査結果

調査の結果、職員による特定の事業者に対する便宜供与を目的とした行為や、事業者側からの利益誘導及び不当な働きかけ等は確認されなかった。

しかしながら、分割発注や仕様書の事前送付などによる適正な競争性を欠いた契約事務をはじめ、事務処理の遅滞や、規定に反する制度運用など、複数の不適切な事務が確認された。これらは個人の適正な事務執行に係る認識の甘さに起因するものであり、その責任は重く受け止められなければならない。

一方で、これらの事案は、単なる個人の問題にとどまるものではない。

これらの事案の背景には、属人的な事業執行体制であった実態に加え、極めてひっ迫したスケジュールの下、前例の無い事業の完遂を最優先せざるを得なかった状況が確認された。

本件の調査結果による総括として、属人的な事業執行体制に任されていた実態や、組織内における円滑な報告・連絡・相談が機能せず、そのような実態を把握しながらも、組織として適切な是正措置を講じることができなかったガバナンスの不足が、本件の最大の要因と評価すべきである。

⑵　本事案を受けての改善策・今後の検討事項

ア　契約事務に係るコンプライアンスの徹底

- 職員一人ひとりが適正な事務執行に関する知識と意識を深めるため、基本的な契約事務に関する研修を計画的かつ継続的に受講すること
- 決裁や発注プロセスにおいて、複数人による確認や組織的なチェック機能を厳格に機能させること
- 仕様書の事前送付など競争性を欠く事案の再発を防止するため、公募型プロポーザル方式の実施プロセスにおける公平性及び透明性を一層高める方策を検討すること

イ　実行委員会形式の事業執行におけるガバナンスの強化

- 実行委員会形式の事業であっても、行政単独の事業と同様の厳格な予算執行と説明責任が求められることを深く認識し、執行上のルールの徹底を図ること
- 業務が特定の職員に過度に集中することを防ぎ、所属内において担当職員の状況を常に把握・共有しつつ、組織全体で適切なサポートを行う体制を構築すること
- 課題やリスクが生じた際には個人の判断に委ねず、速やかに組織としての報告・相談を行い、管理監督者を含めた複数人で的確な是正措置や支援を講じること

ウ　管理監督者による進捗管理と組織的支援の徹底

- 業務が特定の職員に過度に集中しないよう、日頃から進捗状況や業務量を的確に管理し、必要に応じて速やかに業務分担の見直しや調整を行うこと
- 多忙やプレッシャーによる職員の孤立を防ぐため、日頃からこまめに声をかけ、業務上の困難や懸念を躊躇なく相談できる環境と雰囲気づくりに努めること
- 業務上の課題やリスクを察知した際は、管理監督者の主導のもとで速やかに組織的な情報共有と是正措置を図り、所属全体でサポートする体制を堅持すること

参考資料

➢ 寛永行幸四百年祭について

１　事業の趣旨・目的

寛永３年（１６２６年)、徳川幕府が後水尾天皇を二条城に迎え、５日間にわたって舞楽、能楽、和歌等でもてなした「寛永行幸」は、朝廷と幕府の融和、泰平の世の到来を告げた、江戸時代を通じて最大限とも言える催事であり、総勢約９，０００人とされる大規模な行列が京都市中を巡行した。

この行幸に向けて二条城は現在の形に改修されたほか、この行幸を通じて、後の日本文化に多大な影響をもたらす「寛永文化」が花開くことになった。

元離宮二条城では、２０１６年の「スポーツ・文化・ワールドフォーラム」で行幸時の饗応の再現を試みたことをきっかけとして、２０１９年からは「Living History in 京都・二条城協議会」を組織し、「寛永茶会」等の生きた歴史体験プログラムを開発。これまで、そのプログラムに多くの方にご参加いただくなど、文化・観光・経済の好循環を生み出す取組を進めてきた。

令和８年に「寛永行幸」から４００年の節目を迎えることを契機として、「寛永行幸」「寛永文化」をテーマとした各種事業にオール京都で取り組むことにより、二条城の新たなブランドの確立や、京都の伝統文化の継承や担い手の育成、伝統産業の振興等につなげることを目的として、「寛永行幸四百年祭」が実施されている。

本事業では、「寛永行幸」「寛永文化」をテーマとし、文化庁や他都市の企業・団体等とも連携しながら、各種事業を展開している。

２　主な事業内容と実施スケジュール

【再現イベント】

⑴　寛永行幸行列の再現【令和８年１２月６日（日)】

四百年祭の象徴的な事業として、後水尾天皇が御所から二条城へ向かった寛永行幸の行列を、文献や風俗考証に基づき再現するイベントを実施する。

行列の規模は３３０名程度とし、参加者は一般募集によるほか、協賛企業関係者や旅行者等により構成することとしている。

参加者については、令和７年１２月６日から行列参加の先行エントリーを開始し、令和８年３月末までに登録いただいた方を対象に、４月から配役を決める抽選を実施。７月には二次募集を行い、令和８年８月６日に抽選を実施したうえで参加者を決定した。

【機運醸成・普及啓発】

⑵　行幸行列１／４スケールの人形展示【令和７年１０月３１日～令和８年１月２０日】

「二条城行幸図屏風」の前に約１００体の人形を並べ、行列の主要シーンである後水尾天皇及び徳川家光の集団を表現した行列を再現。当時の装束や装飾品、牛車や鳳輦などを精巧に再現した展示を実施した。

⑶　「寛永文化」の普及啓発【通年】

「寛永文化」の理解を深めるための文化講座を年間通じて実施するほか、寛永をテーマにした新たな広域観光の促進や旅行商品の造成に取り組む。また、京都をはじめとする全国の寛永ゆかりの関連事業を一体的に実施し、連携した情報発信等に取り組む。

○　寛永文化講座【令和６年度～令和８年度】

寛永文化を象徴する各分野の専門家を招き機運醸成を図る「寛永文化講座」を令和６年度から令和８年度にかけて１３回開催。

○　記念式典、記念講演会【令和８年９月５日】

四百年前に寛永行幸が行われた９月５日に、主宰者である京都府知事、京都市長の出席のもと記念式典を開催するとともに、熊倉 功夫氏を講師とした記念講演を行った。

【広域展開】

⑷　京都各地のミュージアムによる連携展覧会【通年】

「二条城障壁画 展示収蔵館」、「京都府京都文化博物館 特別展『寛永 太平 がはぐくむ美』」、「泉屋博古館 特別展『寛永行幸と花の都の文化人』」等、京都各地の美術館、資料館等で、寛永をテーマにした特別展等を実施した。

⑸　スタンプラリーや公式ガイドブック【通年】

「寛永行幸」「寛永文化」について、より多くの方に身近に感じていただき、四百年祭への関心を高めるため、「寛永文化ゆかりの地マップ」を活用したスタンプラリー企画を実施した。

⑹　各団体や全国との連携【通年】

実行委員会の構成団体をはじめとする京都の各種団体と、寛永をテーマにした内容での連携事業の実施や一体的な広報に取り組んでいる。また、京都だけでなく、寛永にゆかりのある全国の自治体や団体とも連携し、記念講演等を実施している。

【成果継承（レガシー）】

⑺　二条城の新たなブランディング【通年】

二条城・二の丸御殿において「寛永行幸」を切り口に、場内スポットにおける案内板の設置や寛永バージョンに改訂した多言語の公式ガイドツアー、寛永ゆかりの体験コンテンツ造成など、二条城の新たな魅力の発信に年間を通じて取り組む。

⑻　旅行商品の造成【通年】

寛永行幸行列再現イベント（令和８年１２月開催予定）を活用した高付加価値な文化体験（装束観覧席等）を旅行商品として造成するための調整を進めている。

また、二条城における多言語ガイドツアーや展示収蔵館等の寛永行幸関連企画を活用し、回遊性を高めた旅行商品の造成を行う。

その他、旅行会社向け説明会を実施し、民間事業者の独自取組として京都府域の寛永ゆかりの地（八幡市：石清水八幡宮、松花堂庭園・美術館、宇治市：萬福寺、上林記念館等）を巡るバスツアーが造成されている。

➢ 「寛永行幸四百年祭」実行委員会　規約

「寛永行幸四百年祭」実行委員会　規約

（名称）
第１条　本会は、「寛永行幸四百年祭」実行委員会（以下、「実行委員会」という。）と称する。
（目的）
第２条　実行委員会は、「寛永行幸四百年祭」の実施を通じた「寛永行幸」及び「寛永文化」の普及・啓発や二条城の新たなブランドの確立等により、京都をはじめとする日本の伝統文化の継承や担い手の育成、伝統産業の振興等をつなげ、「文化と経済の好循環」を実現し、その全国のモデルケースを創出することを目的とする。
（事業）
第３条　実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
（１）「寛永行幸四百年祭」に関する事業
（２）「寛永行幸」「寛永文化」を通じた日本文化の普及・啓発や「文化と経済の好循環」の実現に向けた事業
（３）その他、前条に掲げる目的を達成するために必要な事業
（構成）
第４条　実行委員会は、文化庁連携プラットフォームの構成団体の内、第２条に定める目的に賛同する団体及びその関係機関等により組織する。
（役員）
第５条　実行委員会に次の役員を置く。
（１）委員長　　１名
（２）副委員長　３名
（３）監事　　１名
２　委員長は、京都府文化政策室長をもって充てる。
３　副委員長及び監事は、委員長が指名する。
４　実行委員会にオブザーバーを置くことができる。オブザーバーは、第２条に定める目的の達成に必要な協力等を行うものとする。
（役員の職務及び任期）
第６条　役員の職務は次のとおりとする。
（１）委員長は、実行委員会を総括し、代表する。
（２）副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
（３）監事は、会計その他事務を監査する。
２　役員の任期は、第１４条の規定により実行委員会が解散するまでとする。
３　前項の規定に関わらず、委員等がその属していた団体で役職等の異動があった時は、委員長に報告のうえ、その役職等の新任者が委員等を引き継ぐものとする。
（プロデューサー）
第７条　実行委員会にプロデューサーを置く。
２　プロデューサーは、実行委員会が委嘱する。
３　プロデューサーの任期は、第１４条の規定により実行委員会が解散するまでとする。

４　プロデューサーは、実行委員会と緊密に連携し、「寛永行幸四百年祭」の諸事業を計画・立案し、実施をサポートする。

（会議）

第８条　実行委員会の会議は、役員および委員を持って構成する。

２　会議は、必要に応じ委員長が招集し、議長は委員長があたる。ただし、必要に応じ書面等により回議し、審議、決定することができる。

３　会議は、構成員の２分の１以上の出席をもって成立する。前項に規定する書面による会議を開催する場合は、議決権行使書の提出をもって出席に代える。

４　委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

５　会議に付議する事項は、次の号に掲げるとおりとする。

（１）規約の制定及び改廃に関すること

（２）事業計画及び予算に関すること

（３）事業報告及び決算に関すること

（４）その他実行委員会が必要と認めた事項に関すること

６　議事は、出席した委員の過半数で決することとする。

（ワーキンググループ）

第９条　実行委員会は、「寛永行幸四百年祭」の諸事業を円滑かつ効率的に進めるために、必要に応じて複数のワーキンググループを置くことができる。

２　各ワーキンググループは、定期的に連絡会議を開催し、各事業の進捗状況の共有や、事業間の連携方策の検討等を行う。

（事務局）

第１０条　実行委員会の運営等の事務を円滑かつ効率的に処理するため、事務局を京都府文化政策室に置く。

２　事務局は、委員長が別に定めるところにより、第２条の目的を達成するための事業に関する必要な事務を処理する。

（経費）

第１１条　実行委員会の経費は、補助金・助成金、その他の収入をもって充てる。

２　実行委員会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（会計）

第１２条　出納その他会計事務については、委員長が別に定めるところによる。

（監査）

第１３条　監事は、実行委員会の決算について監査し、実行委員会に報告しなければならない。

（解散）

第１４条　実行委員会は、その目的が達成された時、実行委員会の議決により解散する。

（その他必要な事項）

第１５条　この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附　則

この規約は、令和７年８月４日から施行する。

➢ 「寛永行幸四百年祭」実行委員会　事務局規程

「寛永行幸四百年祭」実行委員会　事務局規程

（趣旨）

第１条　この規程は、「寛永行幸四百年祭」実行委員会規約第10条及び第12条の規定に基づき、「寛永行幸四百年祭」実行委員会事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第２条　事務局は、「寛永行幸四百年祭」実行委員会（以下「本会」という。）の運営等に関する事務を処理する。

（事務局の設置）

第３条　事務局は、京都府文化生活部文化政策室に置く。

２　事務局の分掌事務は、別表１のとおりとする。

（職員）

第４条　事務局は、運営等に関する事務を処理するため、次の職員を置く。

（１）事務局長　１名

（２）事務局次長　２名

（３）事務局員　若干名

２　前項各号に定める職員は、別表２のとおりとする。

３　事務局長又は事務局次長が所属している団体で役職等の異動があった時は、委員長に報告のうえ、その役職等の新任者が事務局長又は事務局次長を引き継ぐものとする。

（職務）

第５条　事務局長は、委員長の命を受け、事務を統括する。

２　事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。

３　事務局員は、上司の命を受けて、担当の事務を実施する。

（専決事項）

第６条　事務局長及び事務局次長（公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー事務局長兼企画部長）の専決事項は、別表３のとおりとする。

２　事務局長は、専決した事項で必要と認められるものについては、直ちに委員長に報告しなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、特に必要があると認める事項については、委員長の決裁を受けなければならない。

（会計規程）

第７条　本会の財務及び会計事務に必要な会計規程は、事務局長が属する団体の会計規程に準ずるものとする。

（文書の取扱い及び処理）

第８条　事務局において、決定及び文書等の供覧時に使用する様式並びに文書の取扱い及び処理については、「京都府文書規程」を準用する。

（予算編成）

第９条　事務局長は、会計規程に基づき、あらかじめ委員長の定めた方針に基づいて予算を編成するものとする。

２　事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算を変更する場合は、委員長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

（決算）
第 10 条　事務局長は、毎会計年度終了後、収支決算を速やかに作成し、証拠書類を添付して委員長に提出しなければならない。
（出納員）
第 11 条　事務局に出納その他会計処理をさせるため、出納員を置く。
２　出納員は事務局次長（公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー事務局長兼企画部長）をもって充てる。

（補則）
第 12 条　この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附　則
この規程は、令和７年８月４日から施行する。

別表１（第３条関係）

(1) 広報・マスコミ対応に関すること
(2) 事業の運営・実施に関すること
(3) 実行委員会の運営・財務及び会計に関すること
(4) この規程の改定に関すること（ただし、重要な改定を除く）
(5) 事務局の運営に関する簡易な規程の制定又は改廃に関すること
(6) 関係機関との連絡調整に関すること
(7) 文書の整理及び保存に関すること
(8) その他事務局で処理することが適当である事項

別表２（第４条関係）

事務局長	京都府文化生活部文化政策室企画参事
事務局次長	京都市文化市民局文化芸術都市推進室政策連携推進担当課長及び公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー事務局長兼企画部長
事務局員	京都府文化生活部文化政策室職員、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課職員及び公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー職員

別表３（第６条関係）

事項	事務局長専決事項	事務局次長専決事項 （(公財) 京都文化交流コンベンションビューロー事務局長兼企画部長）
物品の購入、役務の提供、物及び会場の使用貸借、委託契約、補助金の交付、その他実行委員会の運営に関する経費の支出	１件の予定価格が500万円未満のもの	１件の予定価格が250万円未満のもの
補助金及び負担金、寄付金及びその他の収入	１件の収入額が1,000万円未満のもの	１件の収入額が500万円未満のもの
事業の目的を変えない範囲での予算の流用	流用元又は流用先の勘定科目のうち、いずれか少ない方の２割を超えない額の流用	―